（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）

第九十一条　［略］

２　法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等）

第九十二条　［略］

２　法第百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）

第九十四条　［略］

２　法第百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等） **第九十一条**　［同上］ ２　法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。 （新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等） **第九十二条**　［同上］ ２　法第百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めるものとする。 （新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等） **第九十四条**　［同上］ ２　法第百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めるものとする。	（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等） **第九十一条**　［略］ ２　法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。 （新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等） **第九十二条**　［略］ ２　法第百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めたものとする。 （新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等） **第九十四条**　［略］ ２　法第百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めたものとする。
（情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　法第十三条第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融サービス仲介業者が、顧客から当該金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法により当該顧客が締結しようとする金融サービス契約（顧客が金融サービス仲介行為（金融サービス仲介業務に関して行う法第十一条第二項各号に掲げる媒介、同条第三項に規定する媒介、同条第四項各号に掲げる行為及び同条第五項に規定する媒介をいう。次節において同じ。）により締結する契約（金融サービス仲介業者と締結するものを除く。）をいう。以下この条、第三十三条及び第三十四条第一号において同じ。）に関する顧客の注文の内容の伝達を受け、次に掲げる者（以下この条及び同節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。 ［一～三　略］ 四　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ワにおいて同じ。） （登録申請書の記載事項） **第十条**　法第十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　登録申請者（法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一項第一号イにおいて同じ。）が個人である場合にあっては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の種類 ［二・三　略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ルにおいて同じ。） （登録申請書の記載事項） **第十条**　［同上］ 一　登録申請者（法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一号イにおいて同じ。）が個人である場合にあっては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の種類 ［二・三　同上］